

令和元年度第4回清掃審議会

会議録

令和元年7月31日（水）午後2時開会

会場 新潟市役所本館3階 対策室1

令和元年度 第4回清掃審議会会議録

日時 令和元年7月31日(水)

午後2時から

会場 新潟市役所本館3階 対策室1

- 出席委員 山賀会長、西條委員、関谷委員、阿部委員、井下田委員、石井委員
石本委員、小林委員、鈴木委員、鶴巻委員
- 欠席委員 中澤副会長、住吉委員、西海委員、星島委員
- 事務局 長浜環境部長、鈴木循環社会推進課長、塚本廃棄物対策課長 ほか

1. 開会

- 松本循環社会推進課長補佐(開会挨拶・資料の確認)

2. 報告

■報告(1)第2回ごみ処理手数料の用途にかかる検討委員会

第2回ごみ処理手数料の用途にかかる検討委員会 事務局説明

- 山賀会長:報告(1)第2回ごみ処理手数料の用途にかかる検討委員会の報告について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長:それでは、**資料1**をご覧ください。7月23日に行われた第2回ごみ処理手数料の用途にかかる検討委員会の概要について報告します。

第2回検討委員会は、用途の方向性について各委員から出されたご意見を整理し、答申案について検討しました。**資料1**は、第1回検討委員会で各委員から出されたご意見をまとめ、第2回検討委員会で配付したものです。左側のイメージ図をご覧ください。現在の資源循環型社会促進策、地球温暖化対策、地域コミュニティ活動の振興の三本柱について、効果的かつ持続可能な活用という視点で今後の方向性を整理しました。従来の三本柱を基本とし、廃プラスチック対策や食品ロス削減など、新たな課題への対応を縦書きで追加するようなイメージとしています。さらに三本柱の下には、IoTを活用した資源の収益化や技術革新による焼却電力の地産地消など、次世代につながる投資的施策を掲げております。

次に、各委員からのご意見を、背景、現状と課題、用途の今後の方向性としてまとめました。背景、現状と課題としまして、ごみ処理手数料の有料化を含めた新ごみ減量プログラム開始から10年経過した現在、ごみ減量・リサイクルの取り組みに変化が出てきているとまとめました。具体的には、新ごみ減量プログラム開始当初は、市民レベルによる地域での分別・減量の取り組みに力を入れて、補助金等を充実させたという経緯であったという意見。高齢化による自治会など地域の担い手の問題、例えばクリーンにいがた推進員の活動や、マンション等集合住宅のごみの出し方についても、各地域における取り組みに差が生じていること。市民還元事業のうち、例えばごみ出し支援、生ごみ減量化推進について、制度の認知や活用が進んでいないという意見等が挙げられました。

次に、人口減少社会の到来などにより、ごみ処理の歳入確保が容易でない状況です。ごみ処理手

数料収入は、今後ごみ量の減に伴い減少する見込みです。ごみ処理経費全体で歳出 108 億円に対して、歳入が手数料のほか、資源物の売払いを売電など約 27%の 29 億円、残る 7 割以上の 79 億円を税金などの一般財源で賄っています。また、ごみ処理経費は、ごみ処理施設の統廃合や民間委託による経費縮減を進めている一方、既存施設及び設備の修繕費用が増加していく見込みです。また、ごみ量が減っていく中で、ごみ収集運搬経費は集積場数増加に伴い、今後は増加していく見込みです。

使途の今後の方向性ですが、基本的な三本柱である資源循環型社会促進策、地球温暖化対策、地域コミュニティ活動の振興は継続しながら、現状と課題を踏まえた各事業の検証と見直しを進めます。

また、新たな課題への対応、さらなる資源循環及び低炭素社会の形成など、次世代につながる投資的施策への活用として、廃プラスチック対策の取り組み、食品ロス削減に向けた取り組み、IoTの活用による資源の収益化、地域の活性化、技術革新による焼却電力の発電量増加や地産地消、持続可能なごみ処理への活用、中長期の投資的な側面へ活用できる運用手法など次世代に繋がる投資的な施策へ活用することが必要です。第 2 回検討委員会で、委員の皆さまから、環境関係への起業についても、投資や環境教育へ取り組みを方向性として明示したほうがよいという意見をいただきました。

以上、使途の方向性について整理したうえで、答申案につながる骨子についても検討いただきました。今回、当日配布した案につきましては、これから委員の意見を踏まえて修正に入ります。事前に内容を確認のうえ、改めて清掃審議会で、一般廃棄物処理基本計画の改定についてごみ処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについてとあわせて提示させていただきたいと思っております。

■報告（１）第 2 回ごみ処理手数料の使途にかかる検討委員会

第 2 回ごみ処理手数料の使途にかかる検討委員会 質疑・応答

- 山賀会長：ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見やご質問等がありますか。

<質問・意見等なし>

3. 議題

■議題（１）ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて（審議）

ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて 事務局説明

- 山賀会長：議題（１）ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：[資料 2](#)をご覧ください。

はじめに、3. 改定審議の経緯をご覧ください。まず、政令市移行後のごみ減量施策のあり方につきまして、清掃審議会で議論や意見をまとめた平成 19 年 2 月の答申では、処理手数料は新潟広域地区の焼却と埋立処分地の処理原価を合わせた処理原価相当額とし、家庭系ごみは事業系ごみの半額程度とし、3 年に一度見直すということで、市内統一の処理料金が設定されています。平成 22 年度の見直しでは、全市統一した手数料体系であることから、新潟広域地区に合併地区も加えた直近平成 21 年度のごみ処理原価 126 円/10kg を踏まえて処理手数料を現行維持とする諮問を行い、

妥当であるという答申をいただきました。平成 25 年度の見直しでは処理原価 129.3 円/10kg、平成 28 年度の見直しでは処理原価 130.7 円/10kg であったため、事業系、家庭系ともに手数料については据え置きという答申をいただきました。

次に、2. 直近のごみ処理原価をご覧ください。処理原価の考え方について説明します。処理原価は、焼却と埋立にかかるごみ処理経費をごみ処理量で割ることで算出しています。ごみ処理経費は、人件費、物件費、償還金利子、売電収入等の控除があります。ごみ量は焼却については焼却施設の処理能力、埋立については実処理量を採用することになっております。

表の太枠の数字ですが、平成 30 年度のごみ処理原価は、132.6 円/10kg となっております。平成 27 年度の税込処理原価 130.7 円/10kg と比較し、1.9 円の増となっております。主な増減要因として、処理経費については平成 28 年度から新津焼却施設を廃止したことに伴う施設管理経費の減少、平成 28 年度から亀田清掃センター焼却施設の基幹改良工事に伴う売電量の増加などにより減少しましたが、新津クリーンセンター焼却施設を廃止したことに伴い処理能力量が 4 万 320 トンと減少したことと併せると、結果として全体的に前回よりも 1 件あたりのごみ処理原価が 1.9 円の増となりました。

続きまして、**資料 2-1**をご覧ください。新潟市の事業系可燃ごみにかかる処理手数料が政令市の中でどの程度の位置づけであるかをグラフで示しております。新潟市は、10 kg 単位で設定していますが、市によっては 1 kg 単位や 100kg 単位での料金設定があります。今回の資料では比較できるように 10kg 単位に換算しております。左側のグラフをご覧ください。20 政令市の中では、新潟市は 10 番目に高い料金となっております。次に、その下の表をご覧ください。新潟県内 20 市の中で、新潟市は 3 番目に高い料金となっております。市によって事情が異なるため、手数料設定の考え方に違いはありますが、参考資料として配付しました。

資料 2 5. 課題です。今回の料金改定に合わせ、課題も提示させていただきました。現在の事業系ごみ処理手数料は現在は 130 円/10kg です。この金額は、食品などのリサイクル事業者の処理料金と比較して低い傾向にあります。そのため、事業系の食品残渣などは、可燃ごみとして搬入され、リサイクルされない要因の一つとして挙げられます。他都市では、こうした背景から手数料を引き上げると状況も出てきております。

以上、ごみ処理手数料の経緯、直近の処理原価、他都市の状況、課題を説明しました。現在の手数料を据え置きとするか基本的な審議をいただくとともに課題についても、委員の皆さまからご意見をいただければと思います。

■議題（1）ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて（審議）

ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて 質疑・応答

- 山賀会長：手数料の金額について、審議会としての意見をまとめたほうがいいですか。
- 鈴木循環社会推進課長：基本的に、答申書には据え置きするというのと、課題を記載することになると思います。
- 山賀会長：手数料に関しては、現在、事業系が 130 円/10 kg、家庭系 60 円/10 kg ですが、今回は据え置きでよろしいでしょうか。
- 阿部委員：実際には処理原価は 130 円/10kg を上回り、平成 30 年度では 132.6 円/10kg になっているということでしょうか。

- 鈴木循環社会推進課長：そのとおりです。
- 阿部委員：平成 28 年度で手数料を据え置きとした際、平成 27 年度の処理原価は 130.7 円/10kg、平成 30 年度が 132.6 円/10kg となっており、1.9 円増となっている要因は、新津焼却施設を廃止したことに伴う減少、そして亀田焼却施設の基幹改良工事に伴う売電量を有効利用しているということで減少、一方、新津の処理量が増えているため増となった結果、全体としては増になったということだと思いますが、もう少し詳しく聞かせていただけますか。
- 鈴木循環社会推進課長：処理原価の算出方法ですが、分子となるのがごみ処理経費として、焼却と埋立にかかる人件費、物件費、減価償却費、償還利息を控除したもの、分母が焼却能力量、そして埋立実処理量です。この分子は新津クリーンセンターの焼却施設廃止に伴い、約 3 億 9,000 万円減少しました。分子の減少よりも、分母となる新津焼却施設の処理能力が減ったほうが多かったことから、最終的に 1.9 円増になりました。
- 阿部委員：実際は、手数料の 130 円/10kg より経費がかかっていることから、130 円/10kg のままでいいのかは、もう少し議論を深めたほうがいいと思います。
- 西條委員：次に手数料を見直すのは、3 年後でしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：そのとおりです。
- 西條委員：ごみ指定袋の価格を上げるときは、家庭系ごみの場合、例えば今は 10 リットル袋が 10 円/枚、20 リットルの場合 20 円/枚で、10 枚入り 200 円のような販売をしています。手数料を上げるとしたら、どのような上げ方になるのでしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：今回の審議の対象となっている 3 年に一度見直す手数料は、ごみ処理施設に直接ごみを持って行ったときに払う手数料です。そのときに、事業系 130 円/10kg をベースにし、家庭系ごみは概ね半分と金額を設定しています。前回の審議から 3 年ということで審議をお願いしています。委員ご指摘のとおり、家庭系ごみの指定袋手数料は現在 1 リットル 1 円となっていますが、この見直しではありません。また見直すということになった際は、ご意見をいただきます。
- 西條委員：処理原価というのは、人件費・物件費等が入っていると説明がありましたが、消費税が上がると、影響分も加わってきますか。
- 鈴木循環社会推進課長：実際に、消費税の対象になる物件費について試算しており、10 月から消費税が 10 パーセントになった場合が、試算では 132.6 円/10kg に 1.6 円加算しますので、134.2 円/10kg となります。
- 西條委員：最初に審議された平成 22 年は平成 21 年度処理原価が 126 円/10kg でしたので、四捨五入して 130 円/10kg としたのでしょうか。例えばこれを 140 円/10kg に上げようとなると、135 円/10kg を超えると 140 円/10kg だと思うのですが、先ほど阿部委員が発言したように、今の時点では上げるという方には行きにくいと思います。ただし単純に据え置きでいいのかということは、少し感じるころはありました。
- 井下田委員：私たちは生活者ですから、事業系ごみは、どのような形で事業者から手数料を徴収されているのか分からないので、事業系ごみについて少し説明していただけますか。
- 塚本廃棄物対策課長：市のごみ処理施設に搬入しますので、一般廃棄物になります。食料品や可燃ごみ、事業者が収集運搬委託業者と契約をして、搬入するなどというような形です。
- 井下田委員：収集運搬業者から排出事業所へ請求書がいくということですか。

- 塚本廃棄物対策課長：焼却施設に搬入する際、重量に応じて手数料を頂戴するという事です。
- 鈴木循環社会推進課長：収集運搬業者から、排出事業所へ請求がいくという形になります。
- 阿部委員：事業系ごみは個人でも持ち込み可能であると認識しているのですが、詳しく教えてくださいませんか。
- 山賀会長：事業系のごみを、個人として搬入できるのかということですか。
- 阿部委員：具体的には、私が個人的に亀田の焼却施設に持って行っても、それは事業系になるのでしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：いわゆる事業所から出るごみが事業系ごみで、家庭から出るのは家庭系ごみという括りがございます。自宅から出るごみであれば、家庭系ごみで、現在 60 円/10kg という手数料になります。
- 山賀会長：この手数料は、ごみ処理経費がこの手数料で賄われているということではなく、あくまでも手数料の設定のために処理原価を計算したということですか。
- 鈴木循環社会推進課長：そのとおりです。審議会の委員の皆さまで、手数料は据え置きではあるが、今後の考え方などのご意見があれば、事務局としてまとめさせていただきます。
- 山賀会長：リサイクルする経費よりもごみを出すときの処理手数料のほうが低いから、リサイクルしないでごみとして出してしまう傾向が見られるということですよ。
- 鈴木循環社会推進課長：課題に記載したとおり、要因の一つと考えております。実際に話を聞きますと、食品リサイクル業者が受け取るものは、当然決められたものだけですので、そこにまた分別しなければいけない排出事業者としての過程が生まれます。そこが負担だと、どちらかという可燃ごみとして排出するというような動きが出ていますので、一概には言えないのですが、そのようなことも考えられると思います。
そして、現在、食品廃棄物を取り扱っている業者は、200 円/10kg から 250 円/10kg の料金幅といったことを、参考にお伝えしておきます。
- 関谷委員：課題の設定がよくないと思います。手数料からいきなり話が始まっていますが、循環型社会でごみを資源にしていくという考え方からすると、非常に大きな問題だと思います。何らかの形で事業系ごみの手数を上げてリサイクルに回さないと、循環型社会という世界のニーズに合致しません。この二つの資料だけ見ると、何とも言えないというのが率直な意見です。
- 鈴木委員：家庭系ごみ 60 円/10kg というのは、どの指定袋のことを言っているのか教えてくださいませんか。
- 鈴木循環社会推進課長：委員がイメージしているのは、黄色の燃やすごみ指定袋だと思います。直接ごみ処理施設に搬入するときには、指定袋は必要ありません。指定袋とは違うというところが前提にあります。
- 鈴木委員：ごみ処理施設へ直接持って行った場合、家庭系の手数が 60 円/10kg ということですか。
- 鈴木循環社会推進課長：そのとおりです。
- 長浜環境部長：今回の審議に関しては、燃やすごみと燃やさないごみの指定袋のことは忘れてください。
- 西條委員：例えば、先のことを考えて、130 円/10kg では赤字だから 140 円/10kg にすると答申した場合、答申したものはそのまま決まりますか。それともどこかに諮って決めるのかということ

を教えてください。

- 長浜環境部長：基本的には、市が清掃審議会に諮問し答申をいただきますと、答申を尊重する形で条例改正をしてはじめて最終的に決定となります。条例改正をするにあたり、議会に提案しますが、これまでの経緯としては、審議する前年度の実績に基づいて手数料を決めてきました。もし、今回から、将来的にはすぐ上がるのだから実績ではなくて将来見込みで実施という答申が出るようであれば、そのように考え方を変更するという必要が出てくると思います。
- 西條委員：この場でそのようなお話を初めてお聞きするというのは、少し唐突な気がします。本日審議会に出席し、この場ですぐにごみ処理手数料について審議するのは難しい感じがします。
- 鈴木循環社会推進課長：委員ご指摘のとおり、少し唐突感があつたのは申し訳ございません。また次回、皆さまが資料をご覧になったうえで、ご意見をいただく場を設けたいと思います。
- 山賀会長：分かりました。もう少し説明資料も必要という気もしていますので、ご検討いただければと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：分かりました。
- 山賀会長：それでは、次回皆さまにご覧いただいたうえで結論を出したいと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：関谷委員からご指摘・ご意見をいただいた中で、参考ですが、食品リサイクル法が改定になりましたことをお伝えいたします。事業所も食品をリサイクルする、数値目標ができました。外食産業であれば50パーセント、食品製造業は90パーセント、食品卸売業は75パーセントというリサイクル目標が出ております。食品リサイクルが進む動きは出てくると思います。補足としてお伝えします。
- 山賀会長：ありがとうございます。

■議題（2）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について 事務局説明

- 山賀会長：続きまして、議題（2）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：資料3をご覧ください。基本計画の体系について前回ご審議いただきました。理念については仮置きのものでありまして、前回いただいた意見と施策の内容の構成を見ながら決めていきたいと考えております。委員の皆さまもよい言葉、言い回し等がありましたら、ぜひ事務局にご提案いただければと思います。

それでは、本日から施策の審議に入ります。本来であれば、施策1から順番に議論していくところですが、資料準備の都合上、本日は施策6～8について審議いただきますのでご了承ください。施策の大項目や小項目につきましては、今後議論を進めるにあたり変更が生じることも考えられます。施策6～8について、赤字表記している箇所は、事務局で施策の内容を作るにあたり修正しております。この後、担当者からそれぞれ施策の説明をさせていただきます。シートの構成は、上から現状・課題、今後の方向性、関連事業となっております。今回の施策6～8につきましては、基本的な考え方になりますので、関連事業は記述していません。今後の方向性の部分が、答申や一般廃棄物処理基本計画の要素となりますので、それを念頭にご審議ください。次回審議会で残りの施策1～5の施策を審議していただきます。

諮問では、一般廃棄物処理基本計画の改定、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料、家

庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途、以上3項目であります。答申書のイメージですが、諮問3項目別に章立てしまして、まず一般廃棄物処理基本計画は理念、数値目標、施策の視点などの考え方さらに8つの施策の方向性を載せたいと考えております。搬入手数料、ごみ処理手数料の使途につきまして、これまでの経過、現状・課題、そして審議会を踏まえた方向性を記述するイメージです。答申案につきましては、8月22日の審議を受けて、9月30日の審議会で提示する予定です。

■議題（2）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について 質疑・応答

- 山賀会長：現計画の全体構成と、本日審議を行うのは施策の6～8であること、答申が三つあるということも改めてご説明いただきました。ここまでの説明につきまして、ご質問はありますか。

<質問・意見等なし>

■議題（2）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

効率的な収集・運搬体制について 事務局説明

- 山賀会長：安定かつ効率的な収集体制について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物対策課長：施策6. 安定かつ効率的な収集・処理体制での施策の視点としましては、ごみ出し支援の充実、災害時に備えたごみ処理体制づくりなどの③安心の視点と、なおかつ⑤費用対効果を考慮した効率的な施策の推進及び収集処理体制の構築の二つの視点で施策の方向性を謳っていきます。それでは6-1 効率的な収集・運搬体制について、**資料4**に基づきまして説明させていただきます。

現状・課題、今後の方向性です。現状・課題につきまして、本市を取り巻く状況等を勘案し、なおかつ他政令市などの状況を説明させていただきます。施策の方向性、今後の方向性につきまして、今後の国の動向、また他都市での施策の状況、これまでの審議会でのご意見並びにごみ処理手数料の小委員会のご意見を参考に、施策を立てていきますのでご理解いただきたいと思います。

現状・課題として、燃やすごみの収集運搬につきまして、本市では週3回ということは皆さまご承知と思います。他政令市の燃やすごみの収集回数は全て週2回ということで、本市のみが週3回をとっている状況です。最近収集回数を変更した相模原市の状況を調べたところ、結果的にごみの減量が図られているという状況が分かりました。

それから、本市におきましても、高齢者のごみ出し支援は、超高齢社会を迎え取り組まなければならないと理解しておりますし、本市では平成20年からごみ出し支援事業を実施してまいりました。ただし、本市の場合は、コミュニティ支援型と言いまして、直接困っている方に対して収集をするのではなく、収集する際の地域に対してサポートをするため、助成金を払うという形をとっております。平成30年度末の登録団体数は221団体であり、平成20年から始まって約10年経ち221団体というのは、果たして浸透しているのかというようなご意見をいただいております。

今後の方向性です。収集運搬は、効率が図られるようにさらなるごみ減量の推進、それから収

集時に当然収集車が街中を走りますので、そういった面でのCO₂の削減なども目指していきます。また、燃やすごみの収集回数を、現在の週3回から週2回にしたかどうかというご意見もいただきましたので、この分野につきまして、将来に向けて果たして今の週3回が適切なのか、他政令市にならって週2回にするということも一つの考え方ではないのかというようなご意見もいただいていますので、これらの検討を進めるという意味で記載しています。

それによって収集運搬経費の削減につながりますし、CO₂の削減にもなります。ただ単に経費を減らすためにやるというわけではなく、現在の新潟市における収集体制が本当に現行のままでいいのか、他に施策として設けるものがあるのではないかとを並行して考えていくことでご理解いただきたいと思います。

もう一つは、超高齢社会に向けた新たな課題への対応を進めるため、国の動向や他の政令市の状況等を注視しながら、いわゆる戸別収集についても考えていきたいと思っています。高齢者並びに障がい者の収集に関して同時に考えていくため、一般廃棄物処理基本計画で、これから本市のごみ収集に対する姿勢として、検討すべきという方向性をご審議いただきたいと思います。

■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

効率的な収集・運搬体制について 質疑・応答

- 山賀会長：効率的な収集・運搬体制についてご説明いただきましたが、ただいまの説明につきまして、ご意見や質問等がありますか。

この審議会では、以前から燃やすごみの収集回数につきましては意見をいただいております、週3回から週2回でもいいのではないかとことは大半の皆さまのご意見でしたが、方向性はそのような形でよろしいでしょうか。また、意見等がありましたらご発言いただきたいと思います。

- 石井委員：実際に周りや自分の家を考えてみると、週3回が週2回になると結構ごみが溜まってしまったり臭いもしてくると思います。市街地になると外にいったん出して保管すること等できないので、これで市民の皆さまは満足するか少し不安になりました。
- 井下田委員：私は燃やすごみが週2回収集のところに住んだこともあります。新潟市に来たときに燃やすごみの収集が週3回でしたので、整理整頓という部分で安心した部分がありました。週2回と言われれば頑張って週2回でいいのだろうとは思いますが、週3回というと、そういうところの気持ち的なものが市民の皆さまの中にあるのではないかなという気はします。
- 西條委員：週2回では困るというお家もよく分かるのですが、高齢者の世帯で週に1回10リットルも埋まらなくて、5リットル袋でも大丈夫であるご家庭もあるので、たしかに週に3回という恵まれた状況に慣れてはいますが、それで将来ずっとやっていけるのかということも、やはり自分の家のことだけではなくて全体のことを考えて決めなければいけないのかなと思います。
- 鈴木委員：個人的には週2回に賛成なのですが、リサイクルがもう少し分かりやすくなるのかなと思います。特に古紙類ですが、今だと決められた日に決められた形で出すということをしていないと持って行ってもらえないということで、どうしても燃やすごみが週3回収集であると、まとめて入れてしまうという傾向が強いと思いますので、何かうまい手があるといいかなと思います。
- 関谷委員：この施策6のところは、視点で言うと安心と効率ということなのですが、これに①環

境という視点を入れないとなった理由が分からないです。結局、この環境から最終的にどうするかというところで施策6の事業が紐付いていると思うのですが、現状だけ見ると、いわゆるこういう時代ですので我慢するという消極的な発信にしか見えません。そうではなくて、収集が減る代わりに今までの体制を変えて、そのごみを資源にする中でプラスアルファが生まれるから、それを新たな原動力にするということが、今まで話してきた流れだと思うのです。

一例を挙げれば、なぜごみを減らすかというときに、プラスチックの問題が非常に大きくて、それを処理するプロセスの中で、プラスチックが海流に流れて太平洋のごみ地帯と言われるようなものができて、長年経つと5ミリ以下のマイクロプラスチックになって小さい海洋生物が食べて、食物連鎖で最終的には人間に吸収されて人間の排便になって出てくるという、この問題が一番大きいです。そのプラスチック問題を、海洋プラスチック問題も含めてどうするかということを考えなければいけなくて、その中で今までのようにごみを垂れ流すと健康被害にもなるという市民へのコンセンサスの上の中で、いろいろ自分のライフスタイルを考え直しましょうということ啓発活動と一緒にやっていくことが大事だと思うのですが、そういう視点が読み取れないです。

- 山賀会長：燃やすごみの収集が週3回から週2回になると驚かれる市民もいるかと思います。人口減少でごみ量は減るものの、大きな考え方は環境や持続可能な社会をめざすといった前向きな表現に変えていったほうが良いという気はします。
- 井下田委員：燃やすごみの収集を週3回から週2回に減らすという理由が弱いのだと思います。きちんとした理由がないと、やはり疑問に思う方には納得できないと思います。その方を納得させる理由がないといけないのではないかなと思いました。
- 塚本廃棄物対策課長：環境という視点がないという関谷委員のご意見、もったもな話です。全体の基本計画の体系の中で、その環境という視点で追記する部分もありますが、やはりこの部分についても、環境の視点で方向性を示すべきというのは当然、私も聞いていて納得させていただきましたので、それは今後、これからの位置づけの部分でそのような環境という視点をもって考えていきたいと思っています。

また、今燃やすごみの収集を週3回から週2回にしますと決定した話ではありません。これから将来の新潟市の10年間を見据えた廃棄物の処理について、今は週3回ということが当然のように市で行っており、皆さまもご利用いただいているのですが、本当にそのままでもいいのでしょうかという、その疑問点の中から、いわゆる聖域として扱うのではなく燃やすごみ収集を週3回から週2回にという一つの考え方についても検討していくということをこの計画の中で位置づけすることについて、皆さまからご意見をいただいているということをご理解ください。

当然燃やすごみの収集を週3回から週2回にすれば、メリットもあります。経費が減るとか、それ以前に相模原市でもごみの量全体が減ったことや、環境の面でもCO₂の削減に結びついているという部分もありますが、当然市民サービスという視点から見れば、サービスが低下したという捉え方もできると思います。また、委託をお願いしている業者にとって、今までの委託料から当然金額が約3分の2になるわけですから、それについて果たしてどうなのかというようなご意見が出てくることも当然考えられます。そういったメリット、デメリットを整理して、これからの新潟市の方向性をこの計画の中で議論する、検討するというを書かせていただくことについていかがでしょうかという話ですので、当然高齢者の方とか夏場のごみが困るとか、そうい

ったご意見もいただいています。そういったものも含めてどうあるべきかということ、これからに向けて議論するというところをご提案させていただいているので、そこを皆さまにご理解いただいたうえでご意見をいただきたいと思います。

- 山賀会長：考え方の方向性がこれでいいかということについて、皆さまのお立場で感じることをご意見いただければと思います。
- 西條委員：では、すぐに変えるわけではないということであれば、燃やすごみの収集を週2回に変更することを考えるという方向でいいのではないかと思います。例えば町内のごみの清掃当番というものが回ってきますが、ごみ集積場が家の前にあればいいのですが、新潟市の場合は200メートル先にごみ集積場があると、高齢者は大変負担がかかります。確かに市民サービスが低下するかもしれませんが、そのごみ集積場を維持管理している町内の人にとってみると、逆に負担が減るという方向にもなります。物事いろいろな面から見ていかなければいけないですから、絶対に週3回でなければならないということではなく、週2回にすることもできるかもしれないということは、私は入れていいのではないかと思います。
- 関谷委員：燃やすごみ収集を週2回にするという前提のほうがいいと思います。そしてプラスアルファが感じられるような見せ方というのは絶対あると思いますし、そのための判断材料も提供してきたと思うので、そこはぜひ明記していただきたいです。そういう意味でも環境という点は外せないし、やはり今までのようなライフスタイルでは持続しないことは世界が認識している既定路線です。その辺を明確に謳って、今までのようなやり方をすると、我々の健康被害もあるかもしれないという事実を前提にしながら、そういう意味での安全を考えて、安心というものを考えていただきたいし、ごみを中心にその安心や効率を考えるのではなく、最終的には人間にとってどうなのかということを中心に、処理の問題を考えていただきたいと思います。
- 山賀会長：燃やすごみの収集を週2回と表記するかどうかということもありますが、石井委員や井下田委員は、その点はいかがですか。
- 井下田委員：週2回でいいとは思いますが、関谷委員がおっしゃったように、私たちが納得するきちんとした理由のようなものが、市民の方に知らせられれば、週2回でも構わないと思います。ただ減量が図られているとか、そういうことだけではやはり納得しないということも思ったものですから、納得できる理由があれば私は週2回と明記しても構わないと思っています。
- 山賀会長：では、その点は事務局で、表現もお考えいただくということでしょうか。
- 長浜環境部長：先ほど塚本が申しましたように、燃やすごみ収集を週2回にすると決めたわけではなくて、週2回ということも含めて収集体制のあり方を検討するという方向性を出していただいたうえで、この後メリット、デメリットを含めて検討していくということです。最終的に燃やすごみについては週2回にしましょうという方向性がもし結論として出たとすれば、それはまた住民の皆さまに十分にご説明したうえで、ある程度きちんと期間をとって実行ということになりますので、本日決めて明日行うというようなことではありません。本日委員からご指摘いただいたようなことを含めて、丁寧にご説明したうえで実施ということになるかと思いますが、実施することそのものも、まだ今の段階では決まったことではないですし、ただ、今までのように週3回が当たり前というような考え方ではなくて、そういうことも含めていろいろ議論していかなければいけないというところだけは、方向性としては出すことが必要なのではないかということが事務局の考え方だということをございます。

■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

焼却施設にかかる施策について 事務局説明

- 山賀会長：焼却施設にかかる施策について事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：資料５－２をご覧くださいと、５月 21 日の第 2 回清掃審議会で、先に焼却施設のあり方について皆さまに説明させていただいたうえ、一定のご理解をいただいたと事務局では考えております。これを少し思い出しながら資料５－１をご覧ください。施策 6「安定的かつ効率的な収集処理体制」のうち処理体制の部分です。資料 6－２「焼却施設の更新及び統合」といったところでご確認いただき、ご意見があればいただきたいと思っております。

まず、現状と課題としましては、人口減少によりごみが減っていくという前提の中で、適正な処理体制、焼却施設の数というところですが、それが適正であるのか、また焼却施設によってはかなり処理経費が高いといった施設もあります。さらには、その余熱、生まれる熱の十分な活用ができていないといったことがございます。また、施設の老朽化を見ますと、江南区の亀田清掃センターは造ってから 22 年、西蒲区の鎧潟クリーンセンターについては 17 年、豊栄環境センターはもう 38 年経っています。全国的に施設更新を見ますと、約 25 年で更新をしています。こういった年数が経つ施設を抱えていると、当然故障等のリスクも生まれてくるということで、今後の方向性が、答申や一般廃棄物処理基本計画の文言の要素としてありますが、施設の更新及び統合としましては、この①点検・故障時のリスク、②既存施設の活用、稼働コストの低減という意味合いの③費用、そして④CO₂排出量の観点、以上の 4 つから第 2 回の清掃審議会でご理解いただいたとおり、現在の 4 施設から 2 施設、新田清掃センターとプラス 1 施設に統合していくという記載をしたいと思っております。

そして、今度新しくなる施設につきまして、また新たな考えのもと、付加機能をつけていってはどうかといったところも皆さまに説明させていただきました。廃棄物発電、いわゆる再生可能エネルギーをしっかりと使っていきたくと考えております。余熱の多用途利用につきましては、西区の新田清掃センターは隣接するアクアパークにいがたといった温水プール、江南区の亀田清掃センターについては田舟の里といった温浴施設に使っておりますが、さらにそういう機能も拡大していこうと考えています。そして、防災時に使える施設であるといったところも、拠点として考えていきます。さらには、現在もやっておりますが、環境教育の場としてもさらに使っていけるような施設にしていくというところで、今後の方向性として「焼却施設の更新及び統合」については書き加えていきたいと思っております。

続きまして 7. 低炭素社会に向けた処理施設の活用で、「廃棄物エネルギーの活用」、「発電電力の地産地消」といったところですが、エネルギーの利用状況ですが、鎧潟クリーンセンターは発電能力が低い、さらに豊栄環境センターは発電の設備が自体ないといった状況です。また、熱エネルギーについても、温水プールや入浴施設といったところには使っていません。また、発電した電力のうち、施設で必要とする電力以外は、今までは市域外で使っていました。しかし今年度から、地産地消ができるように、まず市内の公共施設で使う動きを始めました。これによって低炭素の一翼を担いますが、「新潟市地域新電力事業」で、西区の新田清掃センターの余剰電力を市の施設約 100 施設に供給しています。さらに亀田清掃センターの電力は「発電電力自己託送モデル実証事業」で、市内の水道局の施設とごみやし尿の処理施設で使用しており、焼却施

設で作ったエネルギーは市内の公共施設で使っているというところでの地産地消をしています。

これを今後の方向性に合わせますと、まずはその廃棄物エネルギーをさらに利活用していくことで、新しくできる施設についてはさらに電力を向上させるような施設にしていきたいです。また、熱エネルギーにつきましても、地域の活用ということもあれば、産業活用といったこともできるのではないかとこのところで検討していきたいと考えております。それから、地域発電の地産地消の拡充については、今は市の施設ですが、さらに電力を新設で上げられれば、市内の民間の施設にも供給拡大していければというところで挙げさせていただきました。

そして最後 8. 大規模災害に備えた体制整備というところで、本日「災害廃棄物処理計画」の概要版を配布いたしました。ここでの枝の項目、8-2「災害時も稼働できる処理施設の整備」で、現在、大きい地震がくると焼却施設は、安全という意味で停止するといった機能になっております。新施設については、耐震性と耐水性は当たり前のこと、災害に対応できる施設にし、さらに災害時の停電のときにも大型非常用発電機を置き、その施設自体を稼働できるような機能を検討していきたいと思っております。さらに、施設特性を活かした付加機能ということで、余熱エネルギーの利活用や防災拠点、環境教育も含めて、こちらの機能も検討していこうということで記載したいと考えております。ご確認も含め皆さまにご審議いただければと思います。

■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

焼却施設にかかる施策について 質疑・応答

- 山賀会長：焼却施設に関してのご説明でした。全体としては、施設を集約するという方向性と、それから生まれてくるエネルギーなどを多様なところに使っていくという考え方だと思うのですがこの方向性でよろしいでしょうか。まだ理解していないところもあれば、ご質問等もお願いいたします。
- 関谷委員：ごみ処理手数料の用途の方向性の中で、次世代につながる投資的施策という部分があって、方向性としてIOTを活用した資源の収益化や地域の活性化という部分がありますが、それは最終的にこういう処分場のどこにリンクしてくるのでしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：関谷委員からご指摘をいただいているIOTについてですが、例えばごみ集積場が一定の量になると収集に行くということにしますと、従来の収集体制の考え方と異なると思います。第2回の清掃審議会でも委員がおっしゃっていましたが、例えば川崎市で始めたEVパッカー等の機能を持たなければいけませんので、そのような表現はしていきたいと思えます。
- 関谷委員：要するに、その処理施設を活用してプラスアルファを生み出すポイントとなる部分がどこにあるのかという質問です。
- 鈴木循環社会推進課長：今説明しました「新潟市地域新電力事業」を始めまして、この地域新電力事業をやることによりまして、市も3,000万円ほど削減できるという結果が出ております。化石燃料を使って電力を作るのではなくて、再生可能エネルギーによってCO₂の削減といった効果は当然あると思えますので、そういった点もプラスアルファになると思えます。
- 関谷委員：ぜひ分かりやすく明記していただきたいと思えます。

■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

大規模災害に備えた体制整備について 事務局説明

- 山賀会長：大規模災害に備えた体制整備について、事務局から説明をお願いします。
- 鈴木循環社会推進課長：それでは、資料 8-1 災害廃棄物処理計画に基づく体制整備です。資料につきましては、資料 7 の A 4 資料と、資料 7-1 です。

本日お配りしました、新潟市災害廃棄物処理計画の概要です。大規模災害時、当然平常時と性状が異なります。膨大な廃棄物が出ますので、それを迅速かつ適正に処理する必要がありますし、そういったことを想定しながら、さまざまな課題の抽出と具体的かつ実効性のある対策を事前に講じる必要がありますので、新潟市におきましては、平成 28 年 3 月新潟市災害廃棄物処理計画を作って公表しております。この計画につきましては、そもそも災害があったとき新潟市として市民の皆さまがどう動くかといった地域防災計画がありまして、それとのリンクを図っております。

それでは資料 7-1 をご覧ください。2. 計画の主な内容を挙げております。非常に重要になるのが、(5) 仮置き場の検討、し尿と一般ごみが並行して出ることになりますので、そういったものの処理も重要になります。その考え方を計画の中では記しております。

処理の基本方針として、最長 3 年で処理することを目指すという内容になっておりまして、その方針としては、衛生的な処理の確保、環境・安全に配慮した処理、そして最後にリサイクルの部分も、ただ処理するだけではなくて、リサイクルも考えたうえでの処理について明記しております。そして処理施設であります、市の処理施設、市にある焼却施設を最大限に利用しながら、不足する部分は民間の産業廃棄物業者の処理施設を使っていくことについても記載しております。

市のこの計画は、長岡平野の断層の地震、新津断層の地震に基づいて、どのくらいの災害廃棄物が出るのか試算しております。通常、新潟市の家庭系、事業系を合わせると年間 29 万 5,000 トンのごみの量なのですが、長岡の場合は約 1,400 万トン、新津であれば 110 万トン、それぞれ処理するとどのくらいの年数がかかるのかも記しております。そして、し尿の発生量、避難所から出るごみの量なども試算したうえで、計画の中には入れております。

先ほど重要と言いました仮置き場の設定というところで、その選定方法として記載しています。基本、公の土地を考えておりまして、1 ヘクタール以上が望ましい、さらには交通の便がよいといういくつかの条件設定の中で、この②イメージ図のような分別を設定した仮置き場を現在設定中です。

また、この仮置き場のほかに、処理するにあたり非常に大事となるのが、民間団体との連携を図っていかなければいけないといったところで、現在の協定をご紹介させていただきます。新潟県のほかごみ収集をいただいている業者の新潟市清掃委託連絡会、家庭系一般廃棄物の収集運搬、新潟県の解体工業事業会につきましては、建物解体除去・廃棄物処理、下のレンタル業者とは仮設トイレ・発電機の提供などを現時点で協定を結ばせてもらっております。

簡単に計画の概要をお示した上で、また資料 7 に戻っていただきますが、計画の答申の中では、この体制整備という観点におきましては、さらに実効性を高めるため、仮置き場を設定した場合、それをどう回していくかといったマニュアルが必要になるということです。さらに細かく誘導員の配置設定もしていきたいと思っております。先ほど説明しましたとおり、民間団体との協定がこれだけでいいのか、さらに増やすものも必要なのかという課題を抽出しながら設定していくと

というような方向性を答申いただき、それから計画に記したいと考えています。皆さまからご意見をいただければと思います。

■議題（２）新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について（審議）

大規模災害に備えた体制整備について 質疑・応答

- 山賀会長：災害時での廃棄物処理につきましては、本日お配りいただいた災害廃棄物処理計画というところに具体的な内容が書かれているということです。今回の審議をしている一般廃棄物処理基本計画では、今後の方向性として、運営体制の構築と、民間等との支援協力の拡大という２点の考え方が挙げられています。ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等がありますか。
- 鈴木委員：仮置き場の件なのですが、災害廃棄物処理計画（概要版）の 16 ページに、仮置き場候補地として表の 2-6 に示すということで 119 か所を考えているということ、これが基準と見てよろしいのでしょうか。
- 鈴木循環社会推進課長：資料 7-1（5）①の選定方法の条件を満たす市の土地を抽出すると 119 か所になります。それが全て仮置き場になるという話ではなく、そのくらい必要になるというイメージです。
- 鈴木委員：こちらの資料 7-1 に、災害廃棄物の排出量として約 47 年分と書いてありますが、この 47 年分については、基本的に 119 か所を基準として考えた場合には、ある程度妥当な数量として見ている量でよろしいのでしょうか。公有地でリストアップできる数が 119 か所ということで、ここで全部 47 年分が処理できるということではないですね。
- 鈴木循環社会推進課長：概要版でお示ししているその数は、公有地で設定できるという数字ですので、この量をカバーできるという話ではありません。
- 石本委員：資料を拝見させていただいて、資料 7-1（6）行政機関・民間団体等との協定というものがありますが、これが全部という認識でいいですか。
- 鈴木循環社会推進課長：はい。現在締結している協定を全て記載しています。
- 石本委員：行政機関は県だけで、周辺市町村や県外の市町村とは協定を結んでいないという状況ですね。
- 鈴木循環社会推進課長：協定のレベルですとそうです。災害廃棄物の相互対応というのは、協定を結んでおりません。県を中心に市町村相互の支援はあると思いますが、廃棄物だけですので、災害が起きたときに、廃棄物以外の避難所の応援やそのほか建物の倒壊判断などは、別で締結しております。
- 石本委員：廃棄物については、県と協定を結んでおけば、今のところ是对応できそうだという理解でいいですか。
- 鈴木循環社会推進課長：基本的に災害が起きますと、環境省からチームが来て、相応の対応を各自治体と一緒にやるという流れになっております。委員ご指摘のとおり、県をまたいで廃棄物を相互にやり取りするところまではまだいっていません。今後、そういった体制が必要になるのかどうかというのは、情報を入れながら見定めていきたいと思っています。
- 関谷委員：水害という問題が大変身近な問題で、非常に我々としても備えを考えなければいけないポイントだと思います。その中で、大きな問題を唐突に出されて、意見がないから一応よしというような流れは、昨今のご時世を考えるとあまりにも判断しかねるというのが正直なところで

す。一番の問題は、そのように非常事態になったときに電力がなくなるということがパニックの一番大きな源の中で、今後の方向性の中で災害時においても稼働できる非常電源というものを設置するというお話だったのですが、これは新たに設置するということですか。川崎市の場合は既存の処理施設のいわゆる電源みたいなものを非常時にも使えるような、そういうインフラ・プラットホームを作ったりしています。それが、国外からも注目される先端技術になったりしていて、そういうことから考えてみると、災害時にも電力がシャットダウンしないような、きちんとした体制が整えられているということが、ある意味新潟市の新たなブランドにもなりますし、取り組みにもなると思うのですが、その辺はどのようなお考えがありますか。

- 鈴木循環社会推進課長：先程の説明でも触れましたが、これからの新施設については、災害時においても発電できる機能を前提に考えていきたいと思っております。ただ、今現在ある施設につきましても、それだけでもかなりの投資をしなければいけないというところもございますので、市の考え方としては、あくまでも新しい施設においてはその機能が重要だということです。
- 山賀会長：他にはいかがでしょうか。中身のボリュームもありますし、本日ご覧になった資料もあると思いますので、全体を通じてご質問やご意見等がありましたら出していただければと思います。
- 関谷委員：会長のご意見を伺いたいです。
- 山賀会長：実際のところ、今は施策の方向性の段階なので、少し漠然とした表現になっているところもありますので、皆さまなかなかどこを論点にしたらいいいのかというところがあるかと思えます。
- 関谷委員：災害の問題は、これほど一瞬で決められることではないと思います。
- 山賀会長：この災害廃棄物処理計画につきましては平成 28 年 3 月に出され、私はそのときに審議しており、この計画に則って今進められていると認識していますので、このまま進めていただきたいと思えます。

そして、基本計画での施策 8. 大規模災害に備えた体制整備の方向性につきましては、もう少し具体的なところはこれから出てくるかと思えます。現状では何とも判断しづらいところではありますが、方向性としては概ね良しと思っております。この処理計画で決められたことが、実際に災害が起きたときにしっかりと達成できるような体制を整えることで、実効性は高めていかなければならないと感じております。

- 関谷委員：例えば、実際に被災地の中で、廃棄物を一時的に置いておいて、それがなかなか撤去されなくていろいろな大きな問題になっています。その中で、この数字の根拠も含めて、方向性を審議するというのは、我々の判断を越えていると思いませんか。
- 山賀会長：そうですね。この点については、私も専門家ではないので、分かりかねるところがあります。なかなか判断はつきかねますので、その点については必要な情報を出していただいて、それぞれの立場でどのようにお考えになっているのかをご意見いただければと思います。ご経験のある方もいらっしゃるかと思いますので、そうした意見もいただいて考えていければと思います。
- 西條委員：例えば、実際に災害が起こり、一人ひとりが自分の家のごみを家の前に出したとして、それをどうやって、どこに誰がどう持って行ってくれるのがまず分からないと思います。この 8-1 の体制整備と書いてありますが、体制整備というときには、例えば地域の住民にどのよう

に動いてもらうのかということも必要だと思います。仮置き場があったとしても、本当に地震が起きたら町内会もうまく機能しないと思いますので、そのようなときに、設備は停電しても動くようにするとか、仮置き場の誘導員を含めて運営体制を構築すると書いてあるだけでは足りず、市民とどう連携していくかということも入れていかないと足りないと思います。地震はいつ起きるか分からないので、例えば明日大きな地震が起きたときにどうしたらいいのか教えてくださると、ここに何を入れたらいいのかが考えやすくなって助かります。

- 鈴木循環社会推進課長：委員ご指摘のとおり、市も承知しております。災害ごみと通常のごみも出ると思いますので、流れを想定したうえでのマニュアルを策定したいと思います。個別具体的にはいきませんが、例えばその前には十分な広報が必要になるといったようなところも、方向性としては盛り込ませていただきたいと思います。
- 山賀会長：運営体制の構築や関連事業としてマニュアル作成とありますが、これは、災害時の廃棄物処理計画の実行計画に入っていくということになりますか。
- 鈴木循環社会推進課長：今ここで記載したのは、あくまでも仮置き場の運営的なものですので、西條委員ご指摘のとおり、さらにその部分を拡大するというよりも、全体的に実効性をもった運営マニュアルのようなものを検討していくという考えでさせてもらえればと思います。
- 長浜部長：先ほど会長がおっしゃってくださったように、現在、新潟市の災害廃棄物処理計画というものがございます。皆さまのところには概要版だけですが、本冊の中で、今委員がおっしゃったような市民への啓発や広報などいろいろな項目が既に出来上がっております。その中で、何か災害が起きたときに、仮置き場の運営体制などが、今の計画に書いてあるだけでは具体的に動くにはまだ足りないとして市としては感じているところですので、今の計画で不足している部分を、マニュアルやガイドラインを作ってはつきりさせておくということを、この一般廃棄物の処理計画の中に謳っていただくということです。

この現在の災害廃棄物処理計画について、今どうこうするというのではなくて、これで不足しているところがあるから、そこはきちんとやっていきたいという、不足しているところを補っていききたいというのが趣旨です。書き方が分かりにくくて大変申し訳なかったのですが、前提として災害廃棄物処理計画はすでにあります。そこで不足している部分をさらに補っていくということで、例えば、仮置き場の運営体制の整備というようなことがあるというようにご理解いただければと思います。

さらに、皆さま方に災害廃棄物の処理計画をご覧いただいて、ここも足りないのではないかと、ここはもう少しこのように変更したほうがいいのかということももしあれば、また改めてご意見をいただきたいと思います。前提と、資料で示した方向性の説明が不十分で、皆さまの議論が噛み合わないところについてしまい大変申し訳ないです。

- 西條委員：3年前にできたこの災害廃棄物処理計画は、今実際どこまで進んでいらっしゃいますか。仮置き場の候補として119か所が示しておりますが、それは3年前に示したもので、本当に仮置き場として使えるものか等を知りたいです。そのような進捗状況が分かると、何が足りないのかも分かるのですが、分からないまま両方見ているので少し補足してください。
- 鈴木循環社会推進課長：今どのくらいの進捗状況にあるかと言いますと、必要となる仮置き場はこのくらい必要というところの数値を試算しながら、実際にそこが使えるものなのか、現場確認も含めて候補地の選定を進めているということが一つあります。そしてもう一つが、実際に動い

たときに、どこの協力が必要なのかというところの拾い上げをしながら協定先を今見つけながら結んでいくといった現状に入っております。

この災害廃棄物処理計画をもとに、災害が起きたときに、廃棄物処理をしていくということで、事務局側の課題を書き出しながら進めていきます。もともとの計画があるということのご理解をいただければと思います。

- 山賀会長：恐らく災害廃棄物処理計画自体が、このメンバーになってから配布はされましたが、まだあまりご認識がなかったと思います。
- 石本委員：清掃審議会の中で、災害廃棄物処理計画も審議してきたという理解でいいですか。
- 鈴木循環社会推進課長：平成 28 年災害廃棄物処理計画を作ったときはそうでした。
会長のご指摘のとおりメンバーも替わっていますので、当時関わっていただいた方はご承知かもしれませんが、そうでない方は唐突で失礼いたしました。
- 関谷委員：3年前よりもはるかに気象条件は変わっていますから、リスクに対する備えは全然違うと思います。その辺のご認識はいかがですか。
- 井下田委員：今のスピードのままでよろしいでしょうか。災害というのはいつ起こるか分からず、私たちもテレビ等の報道でそのようなものを見たときに驚くこともたくさんあります。行政の対応の遅れ等報道されていますので、できれば早急に具体的に立てていったほうがよろしいのではないかと思います。そしてまた、時代の流れや気候などが変わったら、やはりその都度見直していかないと、明日何が起こるか分からない時代ですので、そのようにしていただけたら嬉しいと思います。
- 鈴木循環社会推進課長：委員ご指摘のとおり、現在のものを含めて動きは加速していきたいと思っています。
- 長浜環境部長：今のご意見を方向性のところに付け加えさせていただくというようなことが必要だとお聞きしながら感じました。
- 山賀会長：恐らくこちらの処理計画のことについて、まだ分からない方もいらっしゃるかと思います。何か別の形で、基本計画の中でどう考えるのかという位置づけなども明確にしたうえで説明していただき、今後、また改めて話せるといいかと思っています。本日は唐突だったので、なかなか皆さまもご意見が出づらいうような気がしております。
- 鈴木循環社会推進課長：次回の前審議会の時間、ご希望者だけでも少し時間を取りまして、説明する枠を設けたりするということは考えたいと思います。
- 石本委員：一般廃棄物処理計画で災害廃棄物のことを具体的に言及するわけではないという理解でいいですか。位置づけが違いますよね。
- 鈴木循環社会推進課長：災害廃棄物の計画は計画としてありますので一般廃棄物の計画の中には位置づけだけはしておきたいといったところです。
- 石本委員：そちらでやるということが言及されるだけという理解ですか。
- 鈴木循環社会推進課長：はい。
- 石本委員：これは何年に一回見直しですか。
- 鈴木循環社会推進課長：法的な決まりはないのですが、今委員の皆さまからもご指摘をいただいたように、気象条件が変わっているところは頭に入れながら、定期的とは言いませんが、見直しも適宜やっていかなければいけないと思います。

- 鈴木委員：今の話で少しお伺いしたいのは、新潟市の災害廃棄物処理計画が作られた一番大きな理由というのは何ですか。
- 鈴木循環社会推進課長：県内でも中越地震や中越沖地震、佐渡の水害、さらには国内を見ても多種多様な災害がある中で、災害が起きたときに、ごみの問題という壁に当たります。それを、災害が起きてから仮置き場はどこにするかとなった場合、これまでの事例を見ても仮置き場を設定するだけで大変時間がかかっています。何か災害が起きたときに実効性のある計画は事前に準備しなければいけないという理由で、この災害廃棄物処理計画を策定しました。
- 長浜環境部長：東日本大震災の影響により、災害に対する備えということで廃棄物についても計画が必要だということで、平成 24 年に国の防災基本計画ができました。それに基づき、環境省が防災業務計画を作り、それをベースに都道府県及び市町村についても、それぞれの自治体ごとの計画を作るということになり、新潟県に続き、新潟市も作りました。そのような流れの中で、新潟市としては平成 27 年の 3 月に、計画が成案になりました。
- 山賀会長：本日は様々なご意見をいただき、方向性につきまして意見を答申に反映させていただくことになるかと思いますが、今回、表現の仕方や見せ方の部分でなかなか皆さまが理解しづらいところもありましたので、次回以降ご検討いただきたいと思います。

それから、今回の災害廃棄物の処理計画のように、関連する計画もあるかと思いますが。計画づくりでかなりスケジュールがタイトになっておりますが、できるだけ資料を早めに委員の皆さまに送付していただいて、照会票等で事前に質問やご意見をいただけると助かります。

では、これをもちまして本日の審議を終了いたします。